



## 報道発表

令和4年3月4日  
名古屋税関

水際で守る 日本の未来

税関は令和4年11月28日、150周年を迎えます。

# 輸入差止点数が平成26年以来7年振りの10万点超 (令和3年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和3年の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

### 1. 輸入差止件数は2,100件超、輸入差止点数は10万9千点超と増加

- 輸入差止件数は、2,186件で、前年比3.1%減少となったものの2年連続で2千件を超え引き続き高水準となりました。
- 輸入差止点数は、前年比57.7%増の109,472点となり、名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来(平成22年)、2番目となりました。10万点を超えたのは平成26年以来7年振りとなり、3年連続で6万点を超えました。

### 2. 中国来の輸入差止点数が7割超

- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が全体の31.0%(677件)、輸入差止点数では、中国が全体の74.3%(81,346点)を占め、引き続き高水準で推移しています。
- 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、ベトナムが全体の31.3%(685件)を占め最多となりました。

### 3. 商標権、意匠権侵害物品の輸入差止点数が増加

- 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品の件数が全体の92.1%(2,094件)、点数が全体の77.1%(84,396点)を占め、ともに最多ですが、意匠権侵害物品の輸入差止点数が前年比136.9%増(11,050点)となり、倍増しました。

### 4. 健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続

- 使用又は摂取することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、家庭用雑貨、電気製品、自動車付属品などの輸入差止めが続いています。

(注1) 輸入差止件数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。

(注2) 輸入差止点数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、1件20点として計上しています。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室  
TEL : 052-654-4008

## 令和3年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

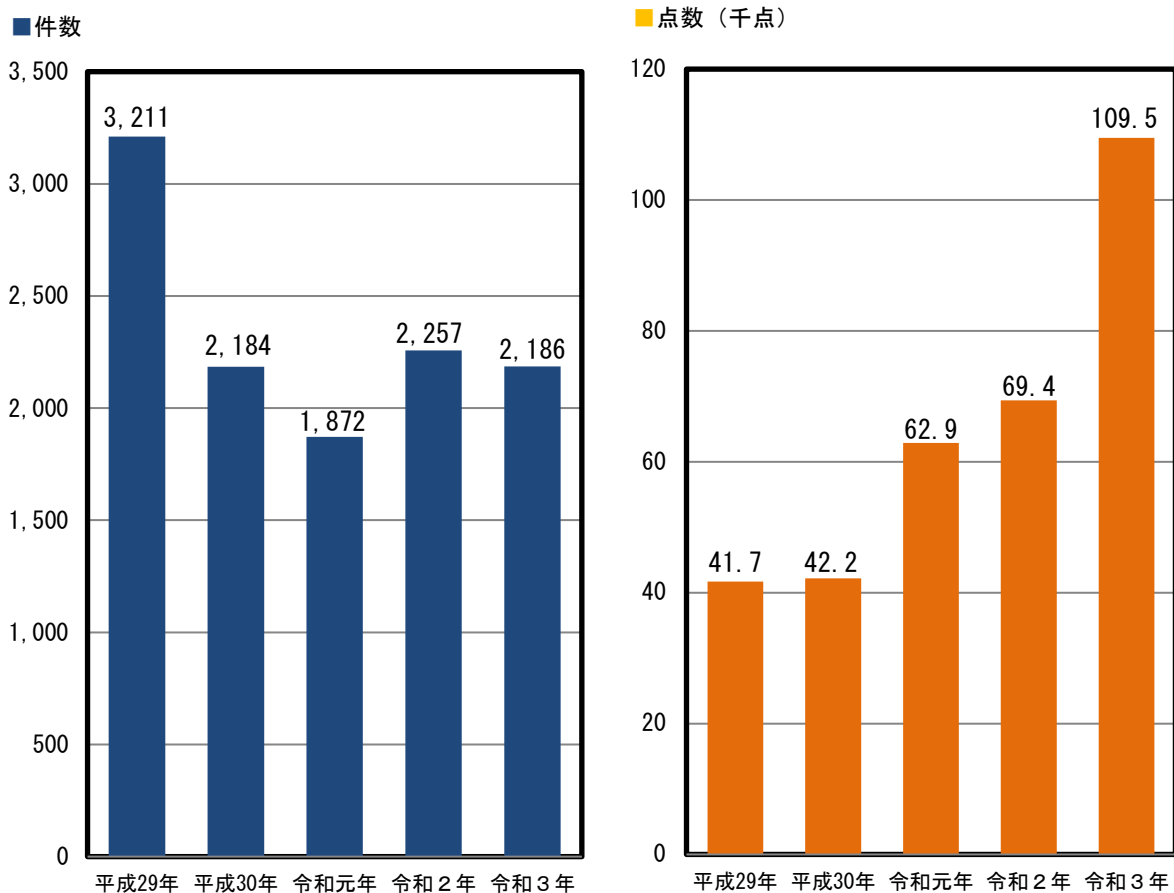
- 輸入差止件数は、2,186件で、前年比3.1%の減少、輸入差止点数は、109,472点で、前年比57.7%の増加となりました。
- 品目別輸入差止件数は、スマートフォンケースなどの「携帯電話及び付属品」やサングラスなどの「眼鏡類及び付属品」が増加しました。また輸入差止点数は、食器類などの「家庭用雑貨」やイヤホンなどの「電気製品」が大幅に増加しました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注1) 輸入差止件数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。

(注2) 輸入差止点数は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、1件20点として計上しています。

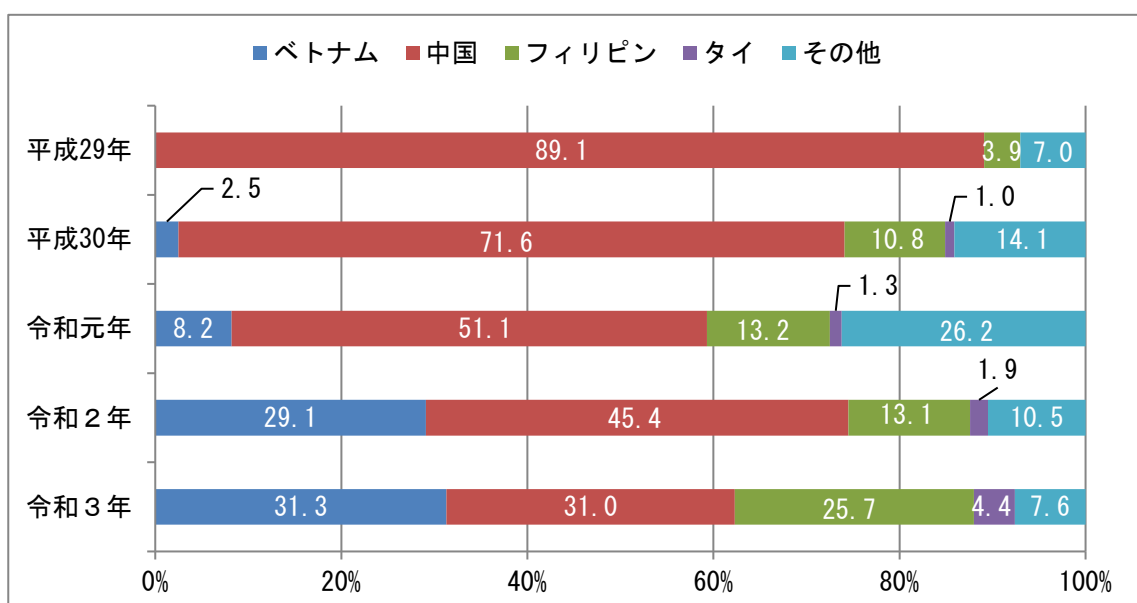
### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



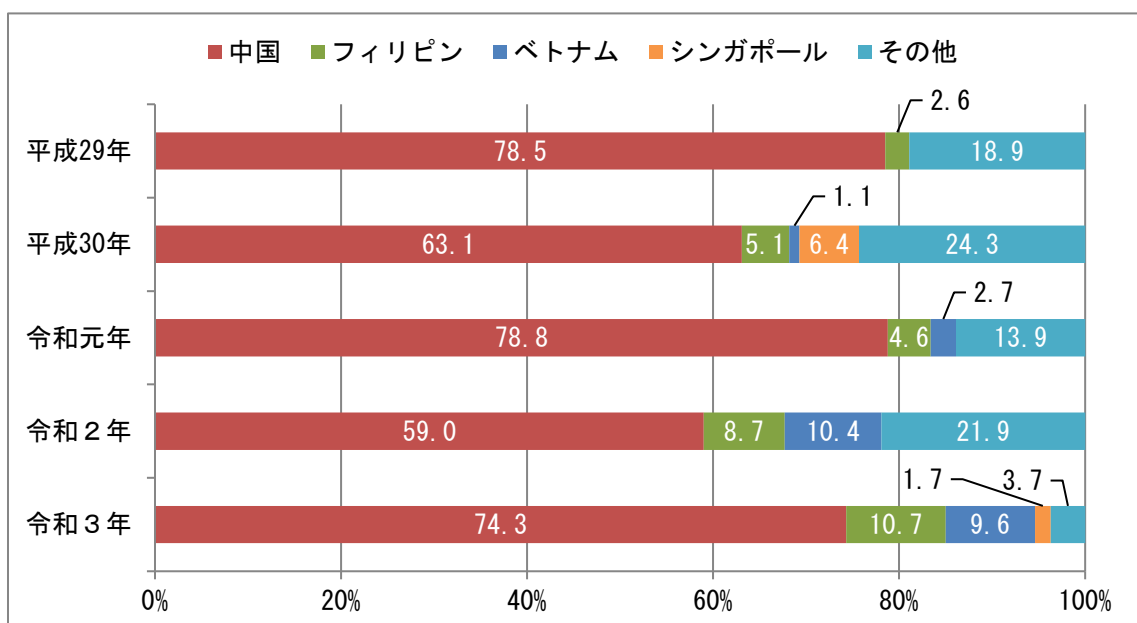
## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、ベトナムを仕出しとするものが685件（構成比31.3%、前年比4.3%増）と前年の実績（657件）から増加しました。次いで中国が677件（同31.0%、同33.9%減）、フィリピンが561件（同25.7%、同90.2%増）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが81,346点（構成比74.3%、前年比98.5%増）と前年の実績（40,990点）から増加しました。次いでフィリピンが11,668点（同10.7%、同93.1%増）、ベトナムが10,479点（同9.6%、同45.3%増）でした。

### 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



### 仕出国（地域）別輸入差止点数構成比の推移



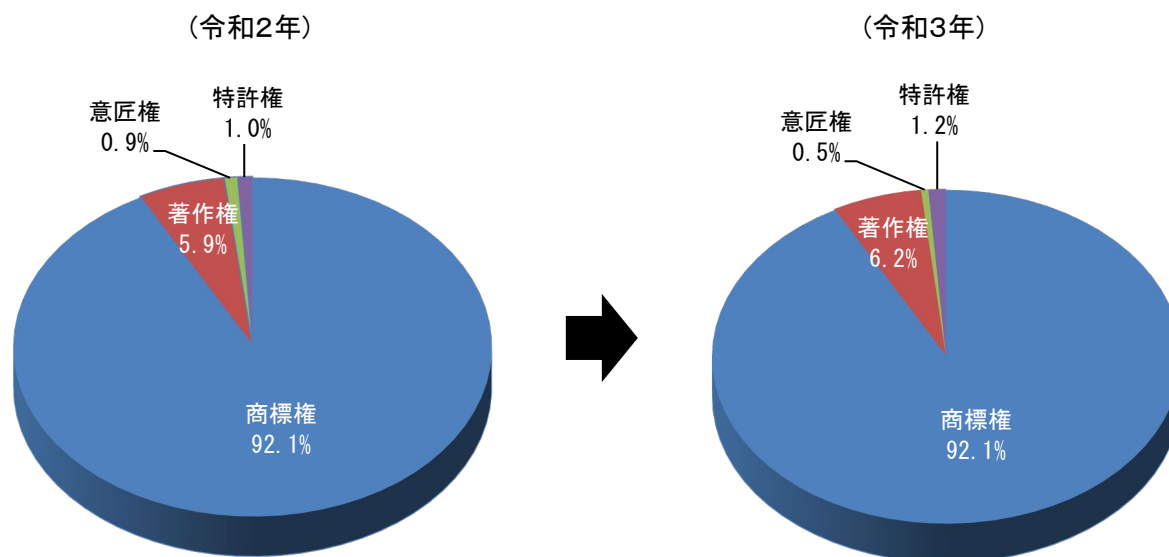
（注）ベトナム、タイ及びシンガポールを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

## ○知的財産別輸入差止実績

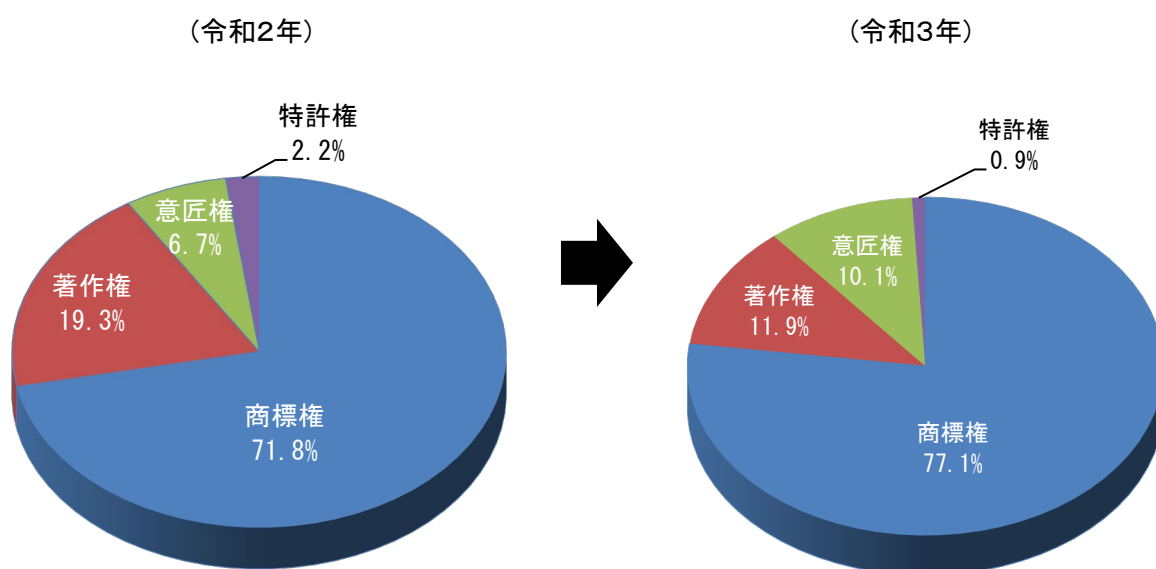
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 2,094 件（構成比 92.1%、前年比 2.6%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 84,396 点（構成比 77.1%、前年比 69.4%増）と大半を占めます。また、意匠権侵害物品が 11,050 点（同 10.1%、同 136.9%増）となりました。

知的財産の保護対象は、10 ページの記載を参照願います。

### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

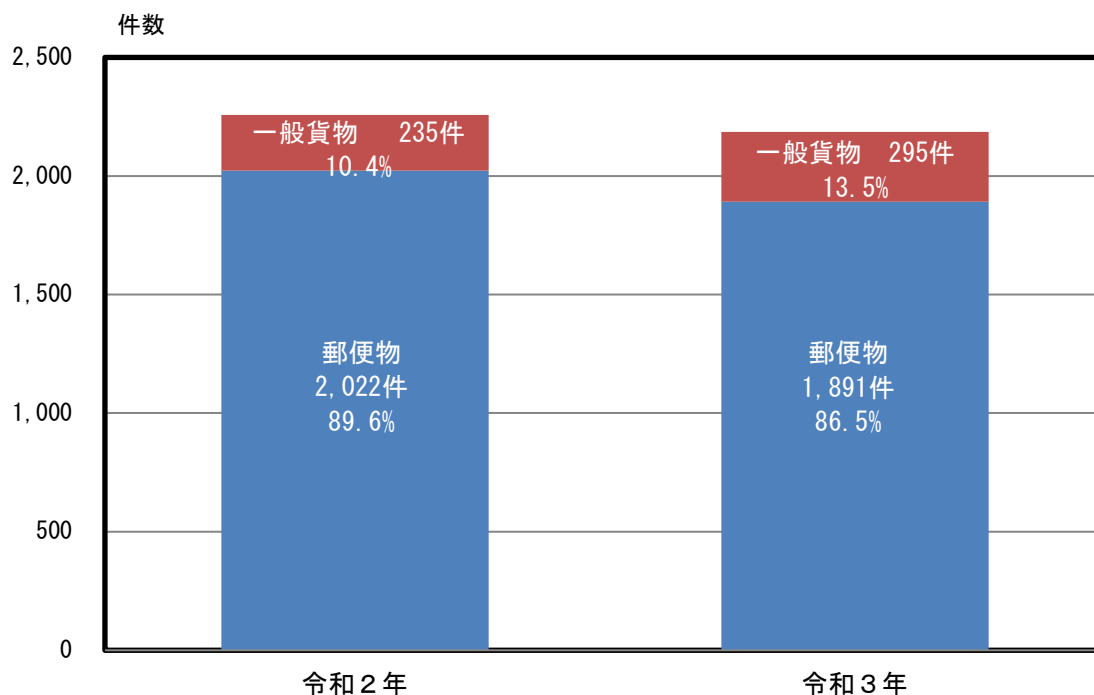


（注）四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

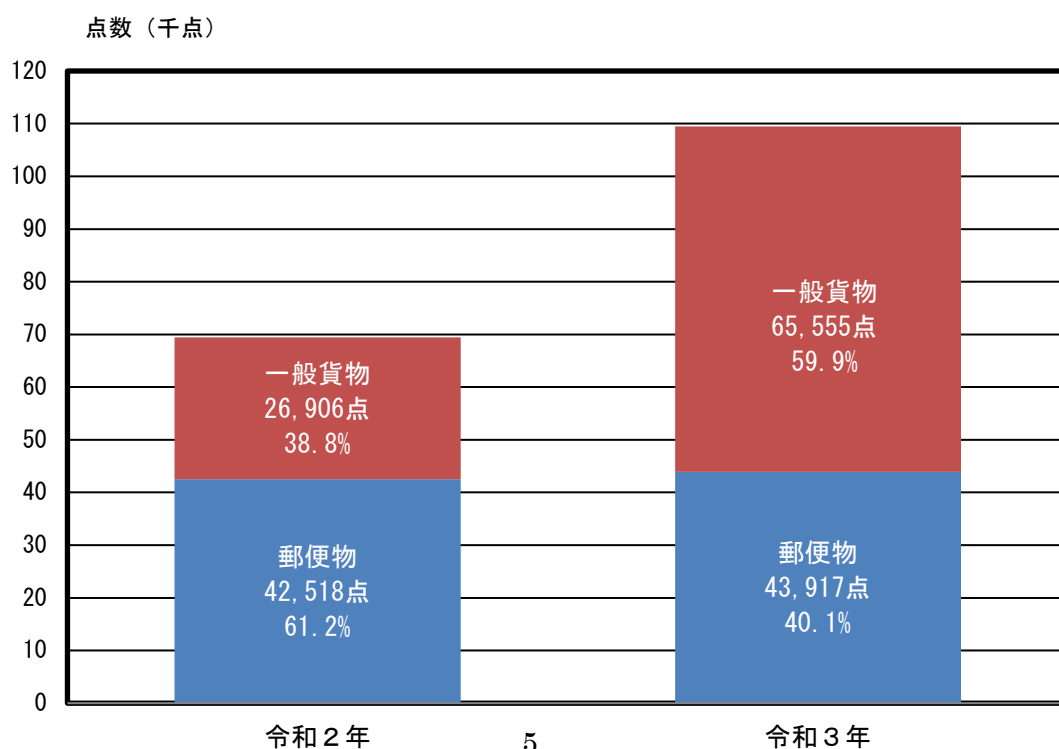
## ○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が1,891件（構成比86.5%、前年比6.5%減）で大半を占めており、一般貨物は295件（同13.5%、同25.5%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が43,917点（構成比40.1%、前年比3.3%増）、一般貨物が65,555点（同59.9%、同143.6%増）でした。

### 輸送形態別輸入差止実績の推移（件数）



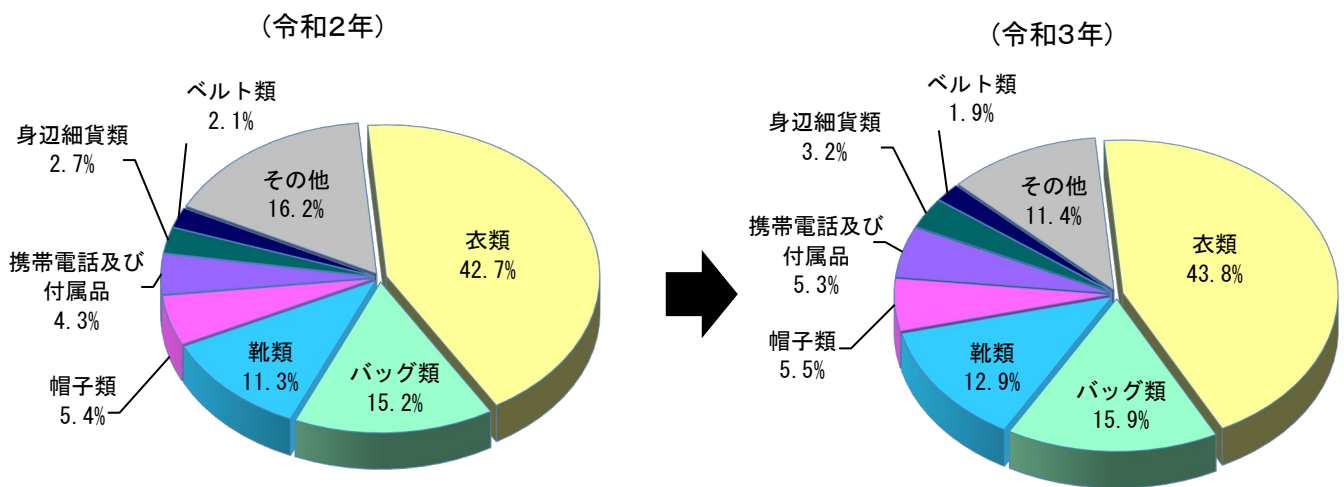
### 輸送形態別輸入差止実績の推移（点数）



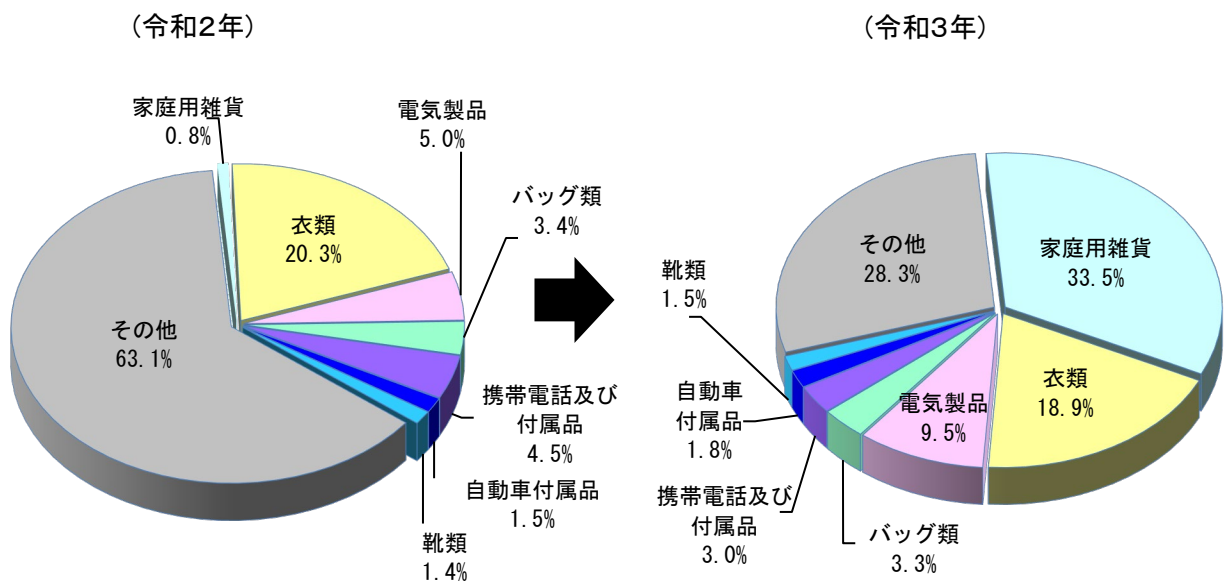
## ○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が 1,394 件（構成比 43.8%、前年比 2.8%増）と最も多く、次いでバッグ類が 505 件（同 15.9%、同 4.8%増）、靴類が 411 件（同 12.9%、同 14.8%増）でした。
- 輸入差止点数は、家庭用雑貨が 36,713 点（構成比 33.5%、前年比 6,866.4%増）と最も多く、次いで衣類が 20,721 点（同 18.9%、同 47.2%増）、電気製品が 10,401 点（同 9.5%、同 200.3%増）でした。
- 件数・点数ともに増加した品目は、衣類、バック類、靴類などでした。

### 品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）



(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100% とならない場合があります。

## 令和3年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

### 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
ベトナム	12	54	153	657	<b>685</b>	104.3%	31.3%
中国	2,862	1,564	956	1,024	<b>677</b>	66.1%	31.0%
フィリピン	125	236	247	295	<b>561</b>	190.2%	25.7%
タイ	14	21	25	43	<b>97</b>	225.6%	4.4%
カンボジア	0	8	28	24	<b>48</b>	200.0%	2.2%
韓国	70	152	260	74	<b>41</b>	55.4%	1.9%
シンガポール	3	9	8	11	<b>20</b>	181.8%	0.9%
香港	64	70	101	73	<b>15</b>	20.5%	0.7%
インドネシア	9	24	5	20	<b>13</b>	65.0%	0.6%
台湾	10	13	14	6	<b>8</b>	133.3%	0.4%
上記以外の国	42	33	75	30	<b>21</b>	70.0%	1.0%
合計	3,211	2,184	1,872	2,257	<b>2,186</b>	96.9%	100.0%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注3）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

### 2. 仕出国（地域）別輸入差止実績（点数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
中国	32,739	26,628	49,589	40,990	<b>81,346</b>	198.5%	74.3%
フィリピン	1,104	2,162	2,873	6,044	<b>11,668</b>	193.1%	10.7%
ベトナム	131	480	1,716	7,210	<b>10,479</b>	145.3%	9.6%
シンガポール	40	2,705	38	186	<b>1,905</b>	1024.2%	1.7%
タイ	212	1,422	1,933	1,261	<b>1,740</b>	138.0%	1.6%
香港	2,147	4,339	3,274	1,222	<b>904</b>	74.0%	0.8%
韓国	765	1,457	2,831	11,269	<b>721</b>	6.4%	0.7%
カンボジア	-	44	133	145	<b>275</b>	189.7%	0.3%
ブラジル	-	-	6	-	<b>87</b>	全増	0.1%
カナダ	2	2	-	-	<b>81</b>	全増	0.1%
上記以外の国	4,588	2,978	517	1,097	<b>266</b>	24.2%	0.2%
合計	41,728	42,217	62,910	69,424	<b>109,472</b>	157.7%	100.0%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

（注3）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数  
下段：点数

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	前年比	構成比
特許権	2	1	18	24	27	112.5%	1.2%
	502	70	544	1,559	1,038	66.6%	0.9%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	23	51	12	22	11	50.0%	0.5%
	10,651	11,100	3,352	4,665	11,050	236.9%	10.1%
商標権	3,164	2,101	1,729	2,149	2,094	97.4%	92.1%
	28,406	26,383	49,206	49,821	84,396	169.4%	77.1%
著作権	37	75	149	138	141	102.2%	6.2%
	2,164	4,664	9,808	13,379	12,988	97.1%	11.9%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	2	0	0	0	0	—	—
	5	0	0	0	0	—	—
合計	3,211	2,184	1,872	2,257	2,186	96.9%	100.0%
	41,728	42,217	62,910	69,424	109,472	157.7%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

### 4. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数  
下段：点数

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	前年比	構成比
郵便物	3,048	2,007	1,630	2,022	1,891	93.5%	86.5%
	22,294	18,342	26,290	42,518	43,917	103.3%	40.1%
一般貨物	163	177	242	235	295	125.5%	13.5%
	19,434	23,875	36,620	26,906	65,555	243.6%	59.9%
合計	3,211	2,184	1,872	2,257	2,186	96.9%	100.0%
	41,728	42,217	62,910	69,424	109,472	157.7%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。



## 5. 品目別輸入差止実績（件数）

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	前年比	構成比
衣類	863	833	762	1,356	<b>1,394</b>	102.8%	43.8%
バッグ類	976	459	557	482	<b>505</b>	104.8%	15.9%
靴類	457	288	246	358	<b>411</b>	114.8%	12.9%
帽子類	99	106	105	170	<b>176</b>	103.5%	5.5%
携帯電話及び付属品	225	144	118	136	<b>170</b>	125.0%	5.3%
身辺細貨類	81	65	63	87	<b>102</b>	117.2%	3.2%
ベルト類	49	42	34	68	<b>62</b>	91.2%	1.9%
時計類	201	108	95	58	<b>47</b>	81.0%	1.5%
キーホルダー類	51	25	38	36	<b>33</b>	91.7%	1.0%
眼鏡類及び付属品	55	12	17	23	<b>28</b>	121.7%	0.9%
上記以外の品目	591	571	414	398	<b>256</b>	64.3%	8.0%
合計	3,211	2,184	1,872	2,257	<b>2,186</b>	96.9%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 6. 品目別輸入差止実績（点数）

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	前年比	構成比
家庭用雑貨	430	5,685	600	527	<b>36,713</b>	6966.4%	33.5%
衣類	3,346	9,633	6,867	14,079	<b>20,721</b>	147.2%	18.9%
電気製品	10,497	4,357	6,609	3,464	<b>10,401</b>	300.3%	9.5%
バッグ類	2,339	3,181	2,275	2,373	<b>3,662</b>	154.3%	3.3%
携帯電話及び付属品	4,165	2,186	2,056	3,128	<b>3,244</b>	103.7%	3.0%
自動車付属品	1,780	1,227	916	1,060	<b>2,019</b>	190.5%	1.8%
靴類	1,059	489	598	961	<b>1,691</b>	176.0%	1.5%
身辺細貨類	666	1,901	497	2,055	<b>1,397</b>	68.0%	1.3%
キーホルダー類	566	170	4,112	1,226	<b>1,228</b>	100.2%	1.1%
コンピュータ製品	1,390	456	1,002	15,241	<b>973</b>	6.4%	0.9%
上記以外の品目	15,490	12,932	37,378	25,310	<b>27,423</b>	108.3%	25.1%
合計	41,728	42,217	62,910	69,424	<b>109,472</b>	157.7%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

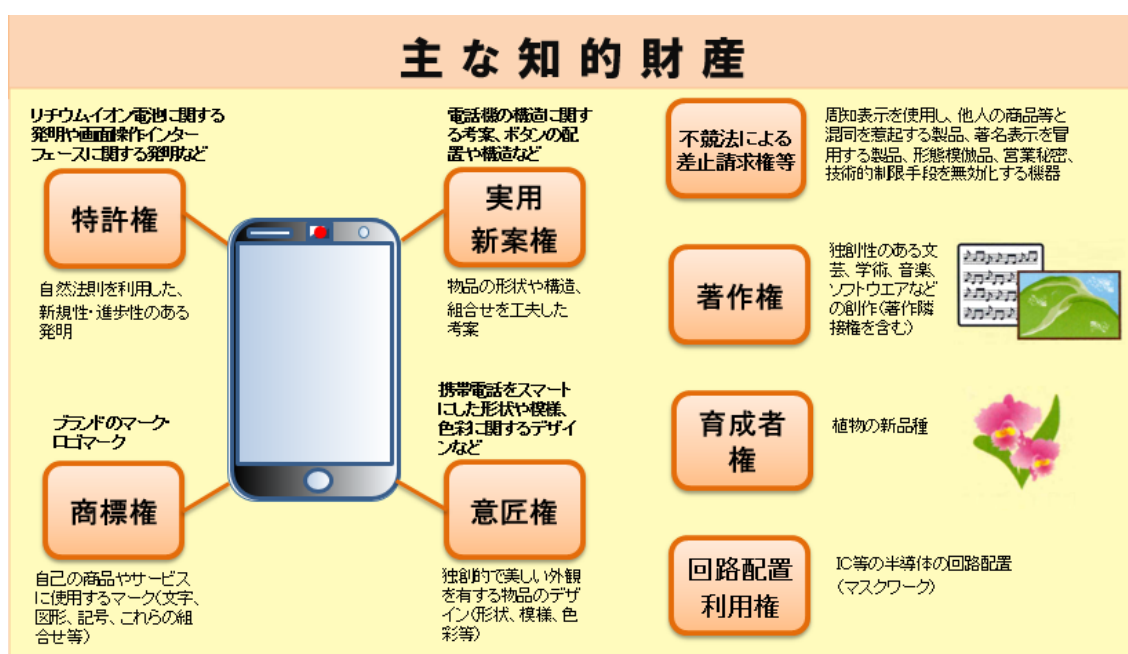
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

## 税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といたします。



知的財産侵害物品を輸出入すると、  
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金  
に処し、又はこれを併科する。